

北海道運輸局公示第 42 号
(平成21年10月1日一部改正)
(平成22年1月15日一部改正)

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に際し、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の全部又は一部の添付の必要がないと認める場合について

道路運送法施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の際に、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類(以下「原価計算書等」という。)の全部又は一部の添付の必要がないと認める場合を下記のとおり定めたので、公示する。

平成16年10月1日

北海道運輸局長 伊藤 國 男

記

1. 原価計算書等の全部の添付が必要ないと認める場合

(1) 申請しようとする運賃及び料金が、次に該当するものであって、既に定着している(利用者の著しい混乱が生じていないこと及び不当な競争を引き起こす状況にないことが確認できた)ものとして別途公示したものと同一となる場合及びその設定にあたり、設定距離が明確であり、設定金額の算出が自動認可運賃等の認可運賃に基づくものである場合。

定額運賃に係るもの

(2) 申請しようとする運賃及び料金が、距離制運賃において、初乗距離を短縮しようとする場合であって、本来の初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合。

(3) 申請しようとする運賃及び料金が、時間制運賃において、初乗時間または加算時間を短縮しようとする認可申請を行おうとする場合であって、本来の初乗時間または加算時間に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合。

附則

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則

本公示は、平成21年10月1日から適用する。

附則

本公示は、平成22年2月1日から適用する。